

資料 4

事故報告について

R5/9/22 地域密着型サービス事業所集団指導資料

▶令和3年度に指針を制定しています（HP掲載）

①事故報告書様式

- ・事故報告書（事故）
- ・事故報告書（食中毒・感染症用）

市HPから 「人吉市 事故報告」 で検索

②報告期限

原則事故発生後5日以内（記載できる範囲で可）

その後、必要に応じて追加 （追記・変更部分分かるように） の報告。

最終報告では空欄なしの状態になること。

③報告方法

原則、電子メールで報告

koureisyashien@hitoyoshi.kumamoto.jp

▶ 事故報告の対象

① サービス提供中の事故

➤ 死亡事故、医師を受診し治療・投薬を受けた事故

② 食中毒・感染症の集団発生

➤ 人吉市保健所総務福祉課（22-3107）

③ 施設設備が破損し、サービス利用に重大な影響があるもの

➤ 火災・震災・落雷等

④ 従業員の不祥事により、利用者の処遇に影響があるもの

➤ 誤薬・誤嚥、個人情報漏洩、送迎中の事故等

▶感染症発生時に係る報告について

【新型コロナウイルス感染症の扱い】

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症が感染症法の5類感染症に位置付けられることとなったことから、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成17年2月22日付厚労省通知）」における「感染症」に新型コロナウイルス感染症も含まれますので適切に御報告ください。

※感染症法＝感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

▶ 感染症の報告について

施設長は、次のいずれかの場合は、市に感染症が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずる必要があります。

- ① 同一の感染症による又はそれによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- ② 同一の感染症又はそれが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ③ ①及び②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

▶ 事故報告書作成のポイント

① 正確な情報であること

➢ 客観的に、5W1H

② 全容が把握できること

➢ 短文で簡潔に、時系列を明確に

③ 誰が読んでも理解できること → 利用者の家族を意識して

➢ 専門用語、略語は使わない

④ 事故発生後すぐに書くこと

➢ 第1報は発生後5日以内（原則）

5W1Hとは？

① **W**hen (いつ)

② **W**here (どこで)

③ **W**ho (誰が)

④ **W**hat (何を)

⑤ **W**hy (なぜ)

⑥ **H**ow (どのようにして)

▶ 事故報告書を書く目的

① (再発防止) 同じような事故を繰り返さないため

➤ 同様の事故を繰り返していませんか？対策は活かされていますか？

② (サービス向上) 事故の詳細を共有し職員全員で把握するため

➤ 全体ミーティング等で改善策を話しあいましょう。情報共有が大事です。

③ (自己防衛) いつでも情報開示できるようにするため

➤ 万が一訴訟になったときに備えましょう。誤字脱字に御注意ください。

▶事故の原因分析・再発防止策

①事故の原因分析

「どうして起きたのか？」という視点ではなく

「どうすれば起きなかったのか？」という視点で記載

②再発防止策

手順変更・環境変更・その他の対応

→上記の評価時期・結果等も検討すること

▶ 令和4年度事故報告件数について

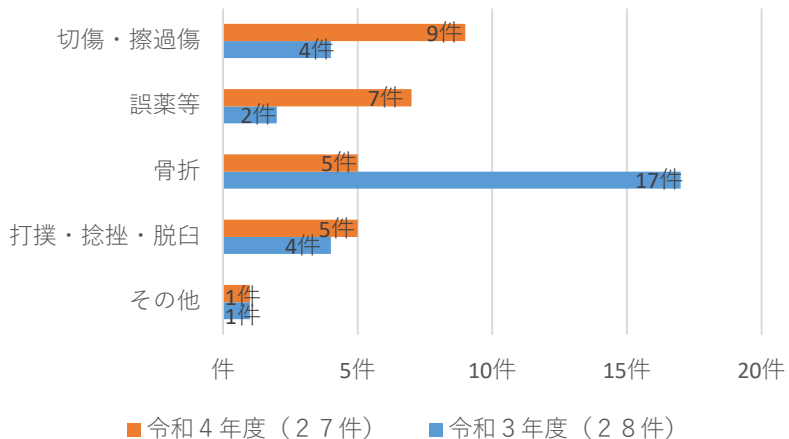
事故報告件数：52件（保険者：人吉市）

※令和3年度77件 - 25件

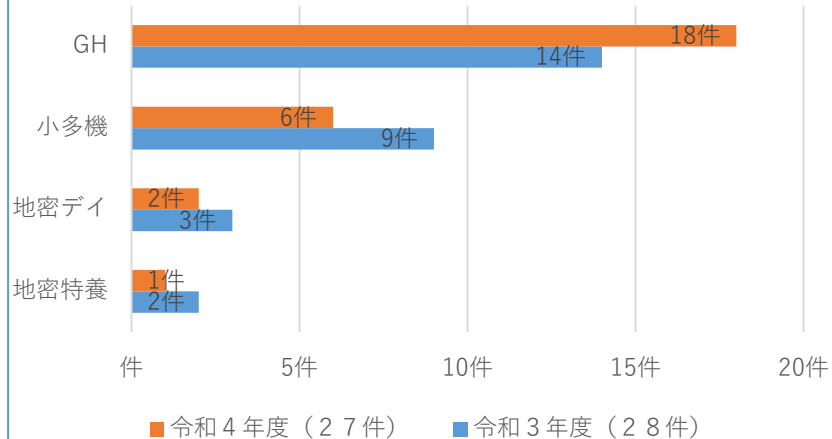
うち市内地密事業所：27件

※令和3年度28件 - 1件

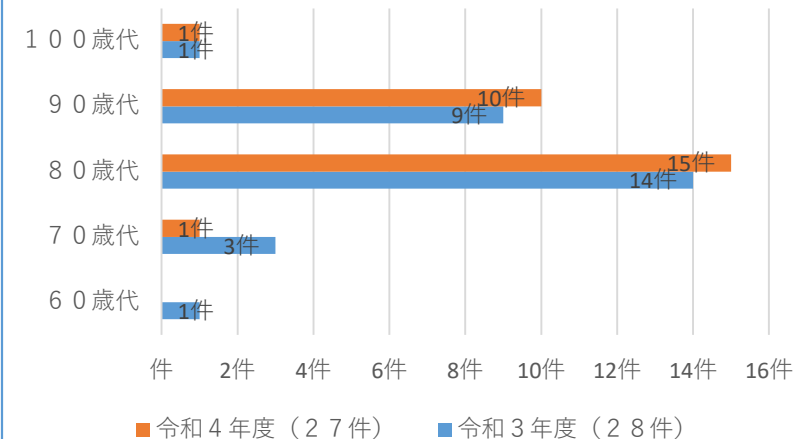
事故の診断結果



サービス種類



年齢



▶ 事故の評価方法



事故は質で評価する

